

2023年1月吉日

協力会社様 及び パートナー様 各位

株式会社 ビー・プランニング

総務部 白枝 明美

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号等について、弊社までご連絡をお願い申し上げます。

何卒ご主旨をご理解賜り、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社適格請求書発行事業者登録番号

T6140001073232

2. 課税事業者のご確認及び登録番号に関するご依頼

課税事業者の場合、貴社の適格請求書発行事業者登録番号を以下の問合せ先まで、ご連絡願います。

また、課税事業者以外(免税事業者等)の場合は、その旨、必ずご連絡をお願い致します。

もし、適格請求書発行事業者登録番号の取得が未だの場合は、2023年3月31日までに取得願ひ2023年5月31日までにご連絡お願い致します。

3. インボイス制度に関する貴社問合せ先

部署 氏名

住所

電話番号

メールアドレス

4. Webにてお知らせいただく場合はこちらのGoogleフォームよりご回答願います。

インボイス制度導入に伴う登録番号確認とアンケート

<https://forms.gle/uQ1oxxBje9kHkQnY9>



以上